

令和5年度 5月23日開催分 ・大崎上島町農業委員会議事録 作成者 中島 優輝

日 時	令和5年 5月23日 (火) 午後1時30分	場 所	大崎上島町役場2階会議室
1. 出席委員	幸家真美・藤原孝一・文田秀也・中原幸太・岩崎太郎・西田秀夫		
2. 欠席委員	越田賢一		
3. 出席者総数	出席者 6名 欠席者 1名		
4. その他出席者	事務局長 坂田 誠 事務局 中島 優輝		
5. 議事録署名委員	幸家委員・藤原委員		
6. 担当推進委員	越智正信・島瀬弘文・道林栄三		
7. 提出議題	<p>審議及び報告事項</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について</p>		
8. 事務局	議 事 内 容		
議長	<p>あいさつ</p> <p>議事録署名人の選任ですが、幸家委員と藤原委員にお願いいたします。 それでは、審議事項に入ります。 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い</p>		

	<p>しいます。</p>
事務局	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第3条の規定により、別紙のとおり許可申請があったので、農業委員会の意見を求める。 令和5年 5月23日 大崎上島町農業委員会会長 西田 秀夫 (別紙、農地権利移動許可申請に係る審査表を朗読し、審査表に基づき説明) こちらを5月12日に越智委員と現地確認しておりますので、報告をお願いします。 5月12日に事務局と現地確認に行きました。資料の7ページの地図を見てください。場所は外表地区にあり、地図の上にある造船所から80メートル程のところは申請地があります。現地確認の写真を見ていただいたら分かると思いますが、きれいに管理されており、親子間で生前贈与ですので問題ないと思います。審議の方、よろしく願います。</p>
越智委員	
議長	<p>議案第1号について、質問ありませんか。</p>
委員全員	<p>意見なし</p>
議長	<p>それでは議案第1号は許可をしてよろしいでしょうか。挙手をお願いします。</p>
委員全員	<p>挙手</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第1号は許可と決定いたします。 続いて議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明いたします。</p>
事務局	<p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第3条の規定により、別紙のとおり許可申請があったので、農業委員会の意見を求める。 令和5年 5月23日 大崎上島町農業委員会会長 西田 秀夫 (別紙、農地権利移動許可申請に係る審査表を朗読し、審査表に基づき説明) こちらは5月15日に島瀬委員と現地確認しておりますが、本日欠席の為、事務局より説明いたします。 17ページの地図をご覧ください。門之下池から下った場所にあるのですが、申請地の下側は、昨年度5条申請で建設会社が埋め立てをしており、そこと隣接しています。20ページに現地確認の写真がありますが、一部柵で囲われており、きれいに管理されています。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>議案第2号について、質問ありませんか。</p>
事務局	<p>補足します。申請地が2地番あり、3654-3について、現況が道路となっておりますのですが、登記地目は畑となっております。地図上では確認できなかったのですが、登記地目での申請になるので、今回の申請となっております。</p>
議長	<p>議案第2号についてはご意見がないようですので、許可をしてよろしいでしょうか。挙手をお願いします。</p>
委員全員	<p>挙手</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第2号は許可と決定いたします。 続いて議案第3号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明いたします。</p>
事務局	<p>議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第3条の規定により、別紙のとおり許可申請があったので、農業委員会の意見を求める。 令和5年 5月23日 大崎上島町農業委員会会長 西田 秀夫 (別紙、農地権利移動許可申請に係る審査表を朗読し、審査表に基づき説明)</p>



	<p>こちらら5月15日に島瀬委員と現地確認しておりますので、事務局から報告いたします。</p> <p>場所について資料26ページの地図をご覧ください。ひかり園の本郷川を挟んだ反対側になります。現地確認の写真を見ていただいたらわかりますが、しっかりと耕作管理されています。所有権移転後も、引き続き現在耕作している農業者に、譲受人と利用権設定して作っていただと聞いています。報告は以上です。</p>
議長	議案第3号について、質問等ありませんか。
中原委員	書類についてですが、様式1-1号乙号の中の、7番目権利を取得しようとする者及びその世帯員(構成員)のところ、何名かの農業者の名前がありますか。
事務局	構成員という扱いですね。
幸家委員	今借りて耕作している人ということですか。譲受人の輪転で作っていた人たちです。
事務局長	令和2年度にイノジシ被害防止のモデル地区にした時に、荒廃している農地もみんな構成員の方たちが掃除してくれて、使える畑にしてくれたんですね。イノジシの被害も減っていますし、いい方向に進んでいます。
議長	本郷地区の農地は冊でみんな囲っていますね。
事務局長	農協にも協力してもらって、今はシトラスをやっているのですが、金網や電柵など対策をしているところですか。
幸家委員	写真で見ても周りがきれいですね。
議長	平坦地なので対策がしやすい。
文田委員	荒れているところが多くなりましたね。
議長	他に意見等ありませんか。
委員全員	意見なし
議長	それでは議案第3号は許可してよろしいでしょうか。挙手をお願いします。
委員全員	挙手
議長	全員賛成ですので、議案第3号を許可と決定します。
	続いて議案第4号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明いたします。
事務局	議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について 農地法第5条の規定により、別紙のとおり許可申請があったので、農業委員会の意見を求める。 令和5年 5月23日 大崎上島町農業委員会会長 西田 秀夫 (別紙、農地転用許可申請に係る審査表を朗読し、審査表に基づき説明) こちらを5月11日に道林委員と現地確認しておりますので、報告をお願いします。 それでは説明いたします。場所は大崎郵便局から川を挟んで反対側の入り組んだところで、2畝くらい土地を駐車場にすることによって問題は無い場所です。
道林委員	
議長	議案第4号について、質問等ありませんか。
委員全員	意見なし
議長	それでは議案第4号は許可をしてよろしいでしょうか。挙手をお願いします。
委員全員	挙手
議長	全員賛成ですので、議案第4号は許可と決定いたします。
	続いて議案第5号について、事務局より説明いたします。
事務局	議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙のとおり農用地利用集積計画について諮問があったので、農業委員会の意見を求める。

令和5年 5月23日 大崎上島町農業委員会会長 西田 秀夫
(資料を基に説明)

議長 審議事項は以上です。
以上で農業委員会を閉会します。

9. 議決及び 賛否の数	議案第 1号	賛成 6名	反対 0名
	議案第 2号	賛成 6名	反対 0名
	議案第 3号	賛成 6名	反対 0名
	議案第 4号	賛成 6名	反対 0名
	議案第 5号	賛成 6名	反対 0名

10.
閉会日時 令和5年 5月23日 (火) 午後 14時20分

11.
議事録
署名
議事録署名人 西田 秀夫 
議事録署名人 藤原 孝一 
議事録署名人 幸家 真美 